

# **第 3 次茨木市男女共同参画計画**

## **(素案)**

**令和 4 年 10 月 6 日時点**

# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画策定の位置付け .....	1
3 計画の期間 .....	2
第2章 男女共同参画を取り巻く社会状況 .....	3
1 国際的な日本の現状 .....	3
2 男女共同参画を取り巻く国・大阪府の動き .....	3
3 男女共同参画とSDGs .....	4
第3章 茨木市の現状と課題.....	6
1 茨木市の現状 .....	6
2 アンケート調査結果に見る現状 .....	11
3 第2次計画の進捗状況.....	24
4 本計画における課題 .....	27
第4章 計画の基本的な考え方.....	31
1 男女共同参画が実現した、「次なる茨木」の姿 .....	31
2 計画の基本方向 .....	31
3 施策体系.....	32
第5章 施策の内容 .....	33
基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 .....	33
基本目標1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進.....	33
基本目標2 あらゆる世代における男女共同参画の推進.....	35
基本方向Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 .....	37
基本目標3 働く場における意思決定への女性の参画拡大.....	37
基本目標4 地域における男女共同参画の推進.....	39
基本方向Ⅲ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進.....	40
基本目標5 職業生活における活躍支援.....	40
基本目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	41
基本方向Ⅳ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備.....	43
基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 .....	43
基本目標8 「生きづらさ」を感じる人々への支援 .....	45
基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援.....	47

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

茨木市（以下「本市」という。）では、平成14（2002）年3月に「茨木市男女共同参画計画」を策定し、男女を取り巻く問題の解決や様々な施策に取り組んできました。また、平成24（2012）年6月に「第2次茨木市男女共同参画計画」を、平成29（2017）年3月に「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて計画を推進してきました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかし、現実には女性の社会参加や男性の家庭参加等の状況において、未だ多くの課題が残っており、さらに他の先進国と比較したわが国の男女共同参画の状況は依然として低い水準のままとなっています。今後はより一層、持続可能でかつ国際社会に調和した社会の実現に向けた男女共同参画に関する取組の充実が求められます。

本市では、このたび「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」の計画期間が満了したことを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として「第3次茨木市男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画策定の位置付け

### （1）法的な位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村基本計画で、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」を踏まえた計画です。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含しています。

## (2) 他計画との関連

本計画は、「茨木市総合計画」を上位計画としており、平成27（2015）年度を初年度とする「第5次茨木市総合計画」の基本構想を実現するための施策別計画において、まちづくりを支える基盤の中の「⑤ 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす」に位置付けられています。

### ⑤市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

また、「茨木市地域福祉計画」「茨木市次世代育成支援行動計画」等、他分野の個別計画との整合性を図り、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢の変動や市民ニーズの変化及び施策の進捗状況を勘案しながら必要に応じて見直しを行うものとしします。

平成/令和（年度）	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
茨木市男女共同参画計画	第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）										
							第3次茨木市男女共同参画計画（本計画）				

## 第2章 男女共同参画を取り巻く社会状況

### 1 国際的な日本の現状

男女格差の大きさを国別に比較した世界経済フォーラム（WEF）による、「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」が令和4（2022）年7月に発表され、日本は、調査対象となった世界146か国のうち116位となりました。対象となる分野（政治、経済、教育、健康）のうち、政治と経済のスコアが低いことが影響し、特に低位となっています。

#### ■ジェンダー・ギャップ指数2022の国際順位

総合	政治	経済	教育	健康
116位 /146か国	139位	121位	1位	63位

#### GGI ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には次のデータから算出される。

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の行政府の長の在任年数

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値 ・管理職に占める比率  
・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各就学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・平均寿命

### 2 男女共同参画を取り巻く国・大阪府の動き

わが国における男女共同参画の取組は、令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」に基づき推進されています。

大阪府では、令和3（2021）年度を初年度とする「おおさか男女共同参画プラン（2021－2025）」が策定されています。

平成28（2016）年度以降の法律、政策の動向は次のとおりとなっています。

## ■ 関連する法律・政策の動き

年	内容
平成28（2016）年	「女性活躍推進法」の全面施行
	「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定
	「SDGs推進本部」の設置、「SDGs実施指針」の策定
平成29（2017）年	「働き方改革実行計画」の策定
	「子育て安心プラン」の策定
	「育児・介護休業法」の改正・施行 ・育児休業期間の延長
平成30（2018）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行
	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の公布、一部施行（平成31年、令和2年施行）
平成31・令和元（2019）年	「女性活躍推進法」の一部改正（令和2年、令和4年施行） ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等
	「SDGs実施指針」の改定
	「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正 ・ハラスメント防止対策の強化
令和2（2020）年	「第5次男女共同参画基本計画」の策定
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正 ・関係機関としての児童相談所の明確化、適用対象の拡大
	「新子育て安心プラン」の策定
令和3（2021）年	「育児・介護休業法」改正（令和4年4月から段階的に施行） ・柔軟な育児休業の枠組みの創設等
	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・セクハラ、マタハラ等への対応の追加

## 3 男女共同参画とSDGs

### （1）SDGsと茨木市の取組について

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。令和12（2030）年までの国際目標として、17の目標・169のターゲットを掲げており、日本政府でも積極的に取り組んでいます。

本市では、内閣府がSDGsの国内実施を推進し、官民連携でパートナーシップを深めるために設置した地方創生SDGs官民連携プラットフォームに加入しています。また、本市の取組姿勢を示す「茨木市SDGs推進ガイドライン」を定め、総合計画等に基づく施策の立案・展開の各過程において、SDGsの理念を取り入れながら取組を推進しています。

## (2) 男女共同参画の推進とSDGsとの関連について

SDGs（持続可能な開発目標）では、目標5（ジェンダー平等の実現）を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そして全体の実施においても、ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

わが国の「SDGs実施指針」においても、分野横断的な価値としてあらゆる取組で常にジェンダーの視点を確保し施策に反映することが必要とされています。

一方で、令和元（2019）年12月にSDGs推進本部が策定した「SDGs実施指針改定版」によれば、「特に課題があると評価された目標」に目標5（ジェンダー平等の実現）が含まれており、今後もより一層の取組を進める必要が生じています。また、このような現状を受け、優先課題のひとつとして「あらゆる人々が活躍する社会の実現」が掲げられ、あらゆる分野における女性の活躍を推進するジェンダー視点の主流化・女性の活躍や働き方改革の着実な実施等を推進することとしています。

令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5（ジェンダー平等の実現）を含むSDGs全体の達成に向けた取組を進める方向性が示されています。

### ■SDGsの目標5（ジェンダー平等の実現）のターゲット

ターゲット	
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

# 第3章 茨木市の現状と課題

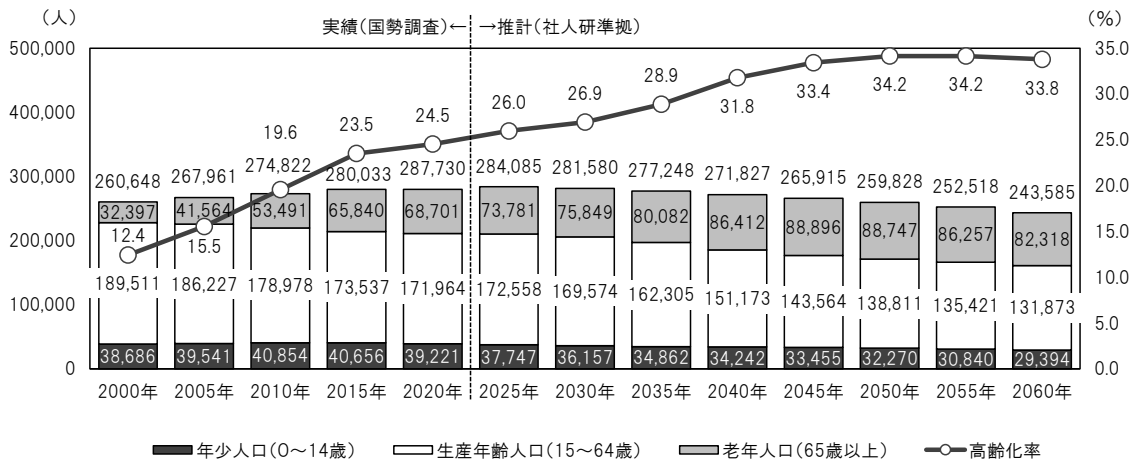
## 1 茨木市の現状

### (1) 人口等の状況

本市の総人口は平成12（2000）年以降増加傾向にあり、令和2（2020）年で28万7千人となっています。今後の推計では令和7（2025）年以降減少し続け、令和27（2045）年には26.6万人、令和42（2060）年には24.4万人になる予測となっています。

また、高齢化率は平成12（2000）年以降上昇を続けており、今後の推計では令和32（2050）年にピークを迎えた後、ゆるやかに下降していく予測となっています。

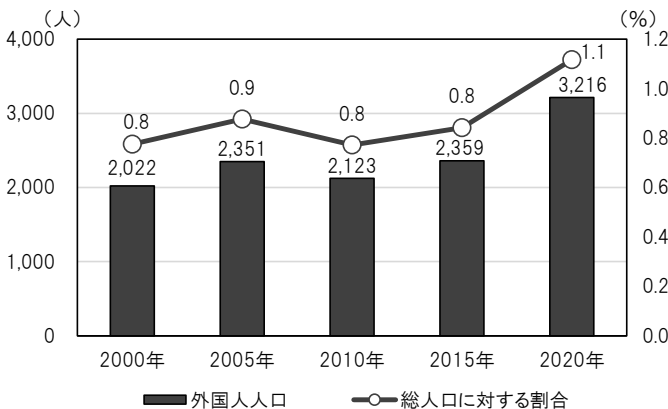
#### ■年齢3区分別人口の推移と推計



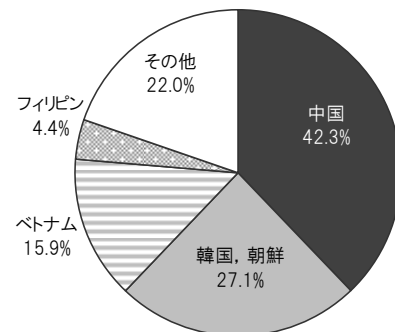
資料：国勢調査、2025年以降は社人研推計に準拠した推計  
 ※総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分の合計と一致しない。

本市の外国人人口は平成12（2000）年以降増加傾向にあり、令和2（2020）年には3,216人、総人口に対する割合は1.1%となっています。国籍別の割合をみると、中国が42.3%、韓国、朝鮮が27.1%と続いています。

#### ■外国人人口の推移



#### ■外国人人口の国籍の割合【令和2（2020）年】



資料：国勢調査

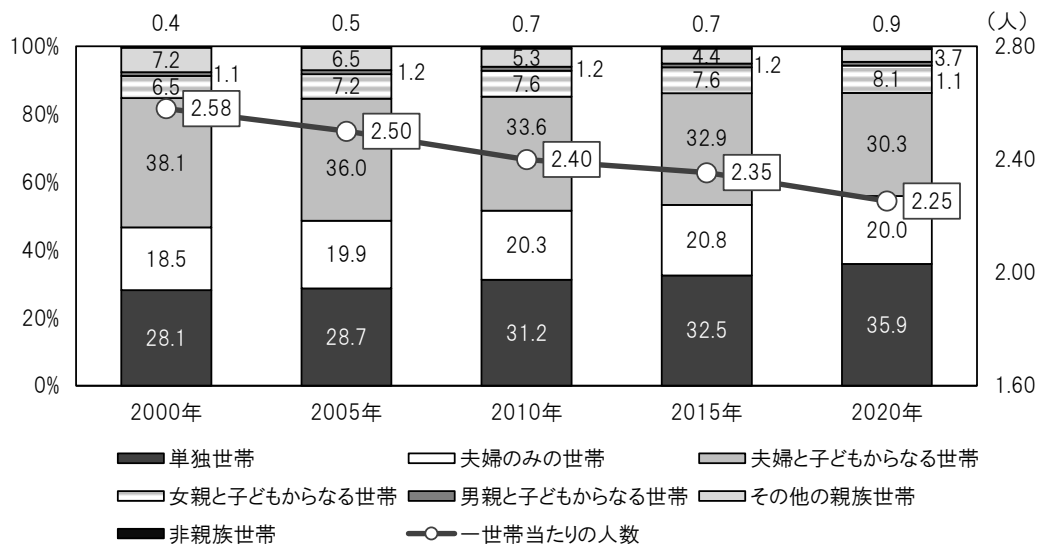


## (2) 世帯の状況

本市の世帯類型別割合をみると、平成12（2000）年から令和2（2020）年にかけて単独世帯の割合が上昇している一方、夫婦と子どもからなる世帯の割合は低下しており、令和2（2020）年には単独世帯の割合が最も高くなっています。

また、一世帯当たりの人数は年々減少しており、令和2（2020）年には2.25人となっています。

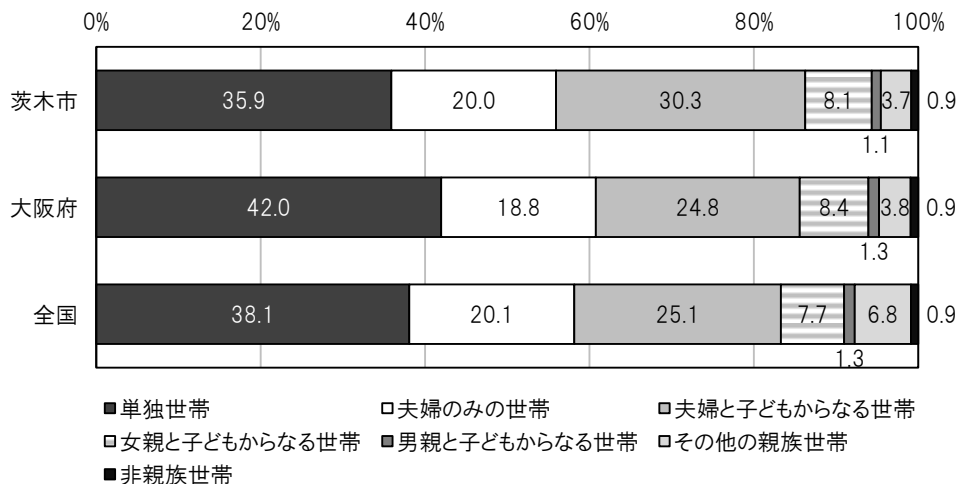
### ■ 茨木市の世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移



資料：国勢調査

世帯推計別割合を大阪府・全国と比較すると、単独世帯の割合が低く、夫婦と子どもからなる世帯の割合が高くなっています。

### ■ 世帯類型別割合の大阪府・全国との比較【令和2（2020）年】



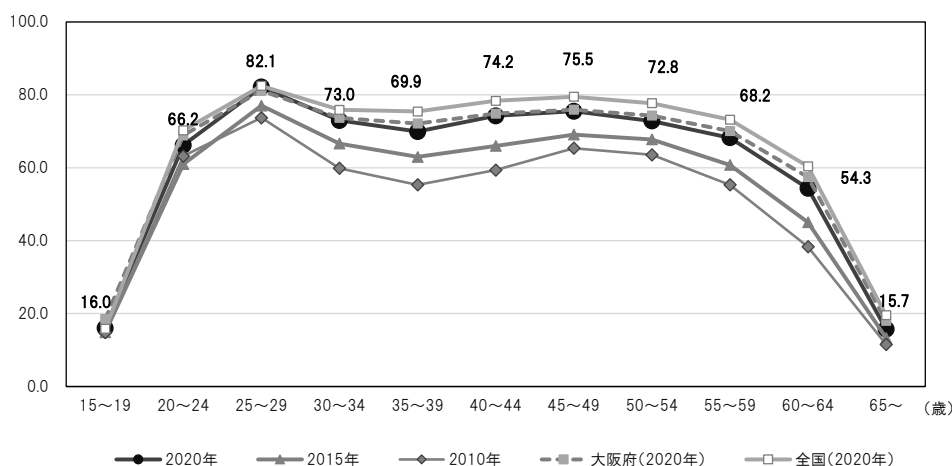
資料：国勢調査

### (3) 就労の状況

本市の女性の就業率を比較すると、平成24（2010）年以降、すべての年代で上昇しており、結婚・出産期に就業率が低下するM字カーブ徐々に解消されています。一方で、令和2（2020）年の就業率は、15～19歳、25～29歳を除くすべての年代において大阪府・全国より低くなっています。

令和2（2020）年の本市の就業率を婚姻状況別にみると、女性では20～24歳以降40～44歳まで、有配偶の就業率は未婚よりも10ポイント以上低くなっています。男性では20～24歳以降55～59歳まで、9割以上の就業率となっています。また、未婚の女性と男性を比較すると、15～19歳以降55～59歳まで、未婚の女性の就業率は男性を上回っています。

■ 年齢別女性の就業率の経年比較、大阪府、全国との比較



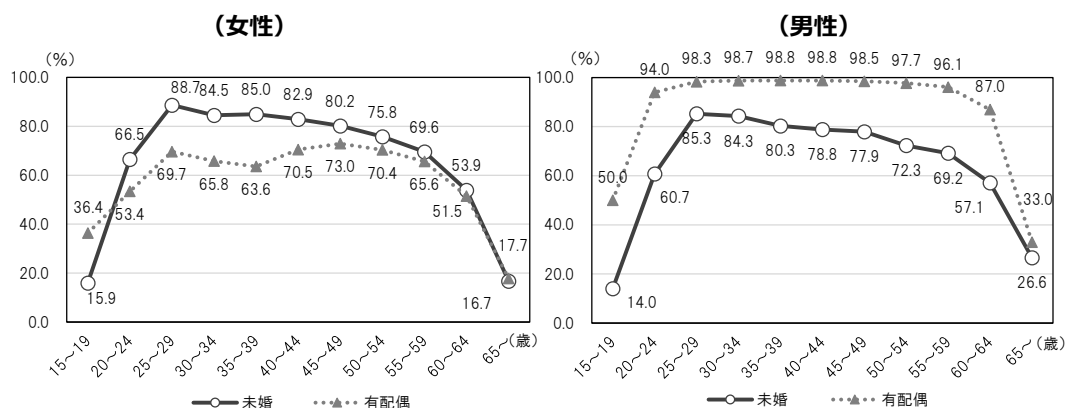
資料：国勢調査

■ (参考) 年齢別男性の就業率の経年比較

単位：%	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～
2020年	14.2	62.3	89.1	92.7	93.3	93.7	93.1	92.0	90.8	82.0	31.2
2015年	13.2	56.6	86.3	91.1	92.5	92.6	92.1	91.6	89.7	74.2	28.6
2010年	12.8	56.5	86.2	90.7	91.7	92.0	91.8	91.3	87.1	69.4	26.8

資料：国勢調査

■ 年齢別婚姻状況別就業率の比較【令和2（2020）年】



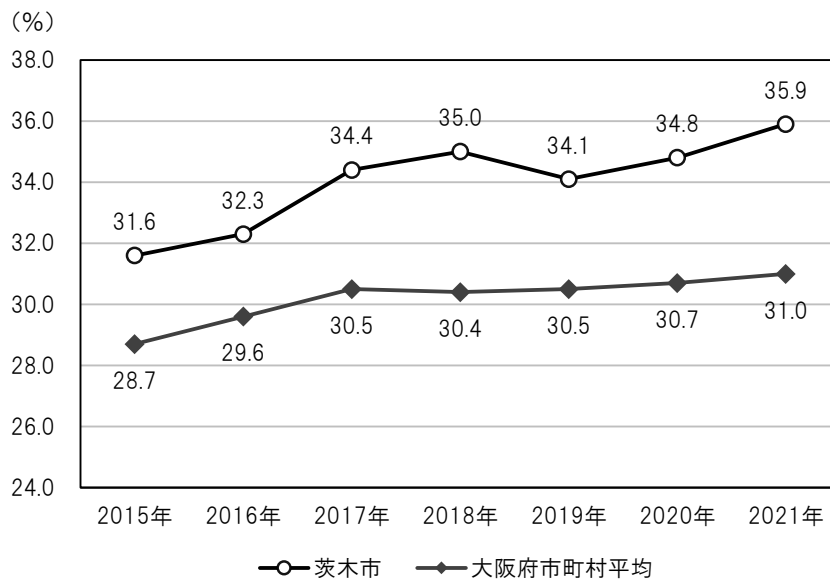
資料：国勢調査

## (5) 女性の参画の状況

審議会等における女性委員の割合をみると、いずれの年も大阪府市町村平均を上回っており、上昇傾向で推移しています。

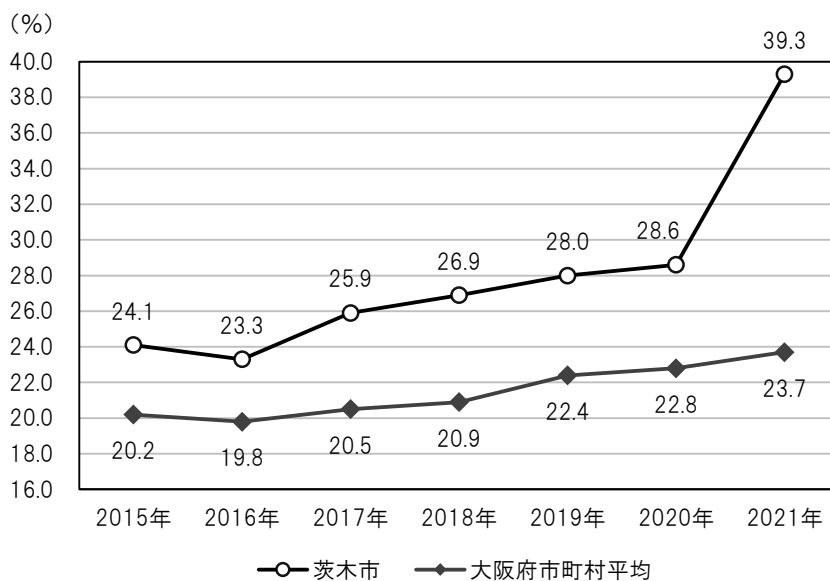
また、市議会議員における女性割合についても、大阪府市町村平均を上回って推移しており、本市の割合は年々上昇しています。令和3（2021）年には、女性議員が3人増加したことで大きく上昇し、39.3%となっています。

### ■ 審議会等における女性委員の割合の推移



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況  
(各年4月1日時点)

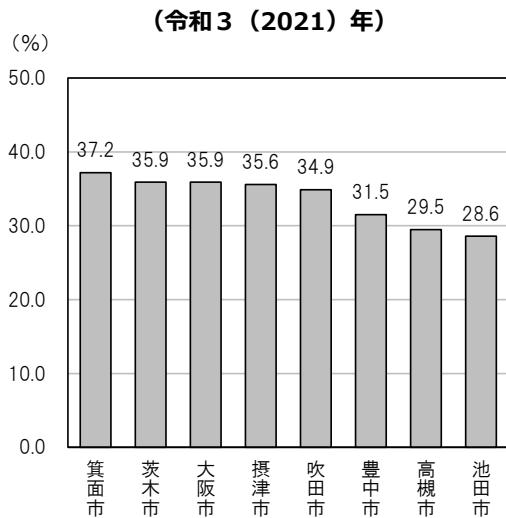
### ■ 市議会議員における女性割合の推移



資料：内閣府 市町村女性参画状況見える化マップ  
(各年12月31日時点)

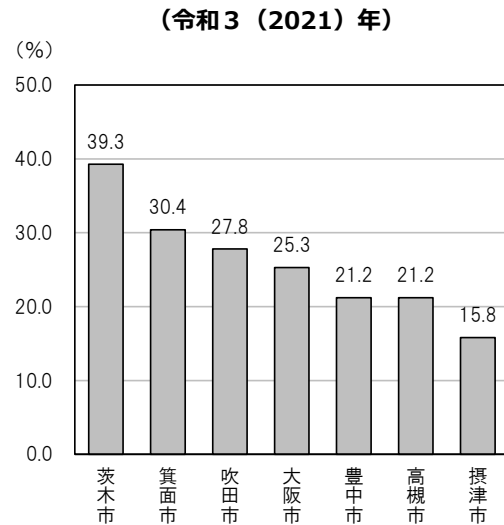
大阪市、北摂地域の自治体と比較すると、令和3（2021）年では、本市は審議会等における女性委員の割合では8自治体中、大阪市と同率で2番目に高くなっています。市議会議員における女性割合においては、8自治体で最も高くなっています。

■ 審議会等における女性委員の割合の比較



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (2021年4月1日時点)

■ 市議会議員における女性割合の比較

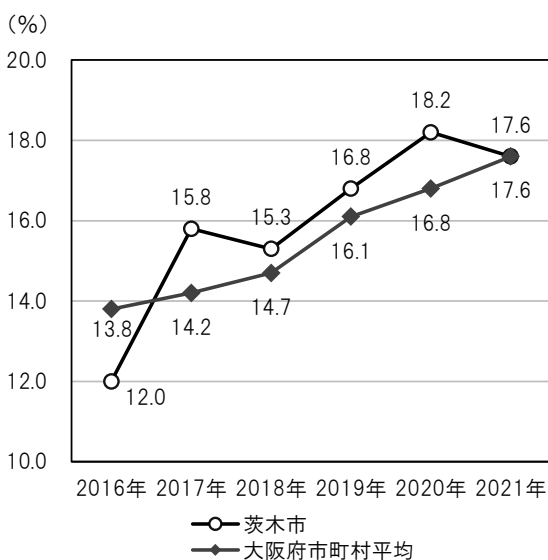


資料：内閣府 市町村女性参画状況見える化マップ (2021年12月31日時点)

市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は平成28（2016）年から平成29（2017）年にかけて大きく増加し、令和2（2020）年では18.2%、令和3（2021）年では大阪府市町村平均と同数の17.6%となっています。

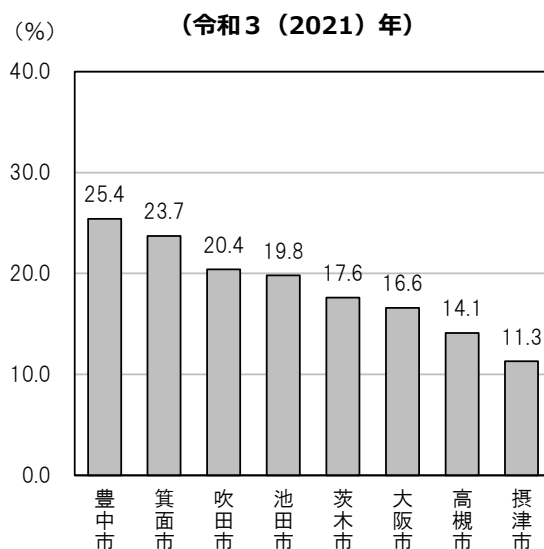
大阪市、北摂地域の自治体と比較すると、令和3（2021）年では、本市は8自治体中、5番目となっています。

■ 市職員の管理職に占める女性割合の推移



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (各年4月1日時点)

■ 市職員の管理職に占める女性割合の比較

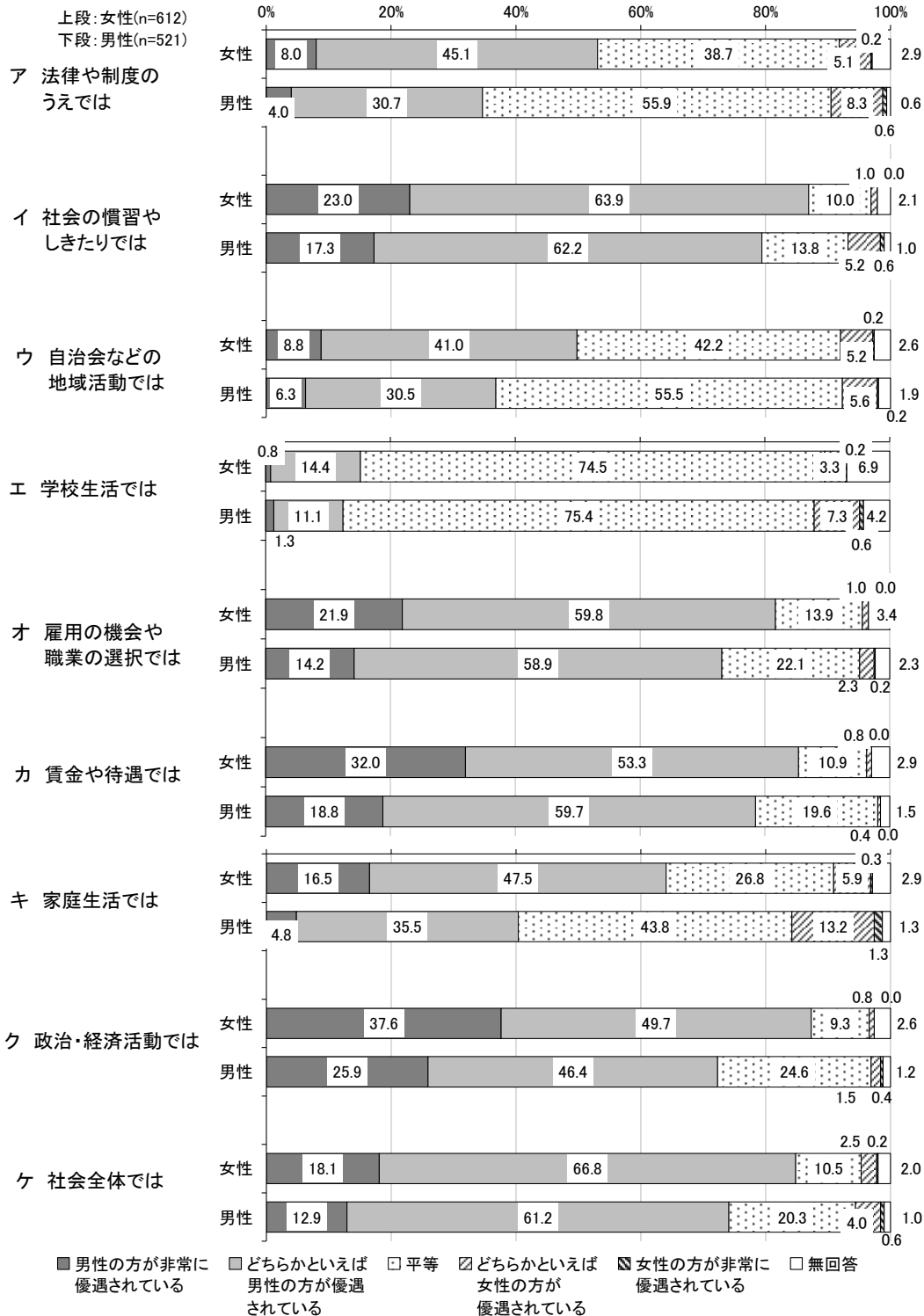


## 2 アンケート調査結果に見る現状

### (1) 男女共同参画に関する意識について

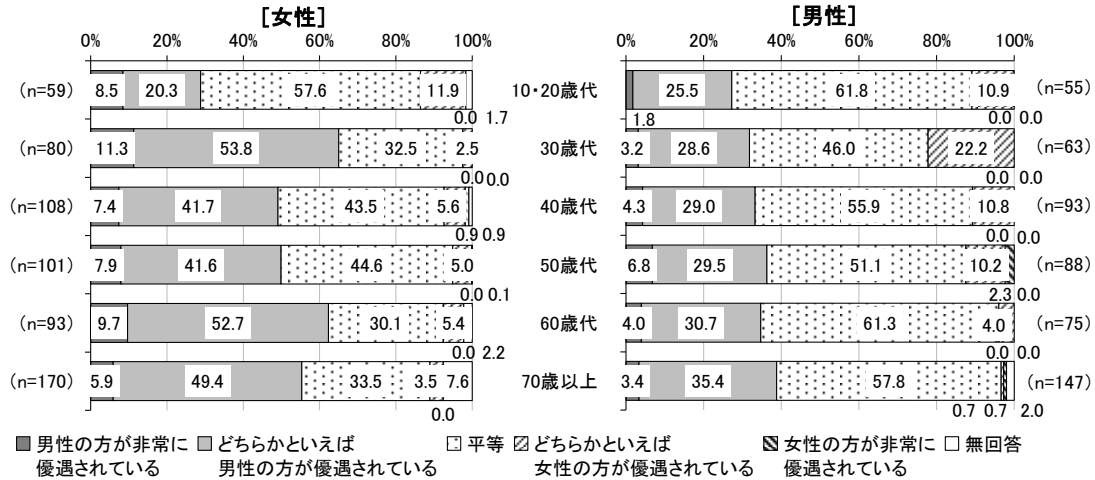
○男女の地位の平等感について男女別に見ると、全ての項目で女性は男性よりも「男性優遇」と感じる割合が高く、男性は女性よりも、「平等」と考える割合が高くなっています。【市民、問1】

#### ■男女の地位の平等感

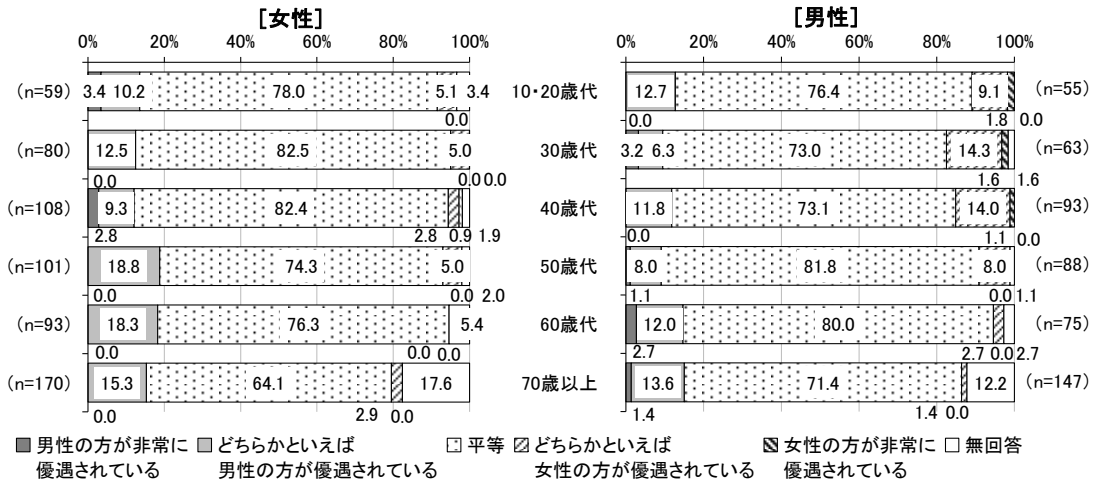


年代別に見ると、「法律や制度のうえでは」で30歳代男性の22.2%が女性優遇を感じており、「学校生活では」「家庭生活では」は30・40歳代男性が他の年代に比べ「女性優遇」を感じています。【市民、問1】

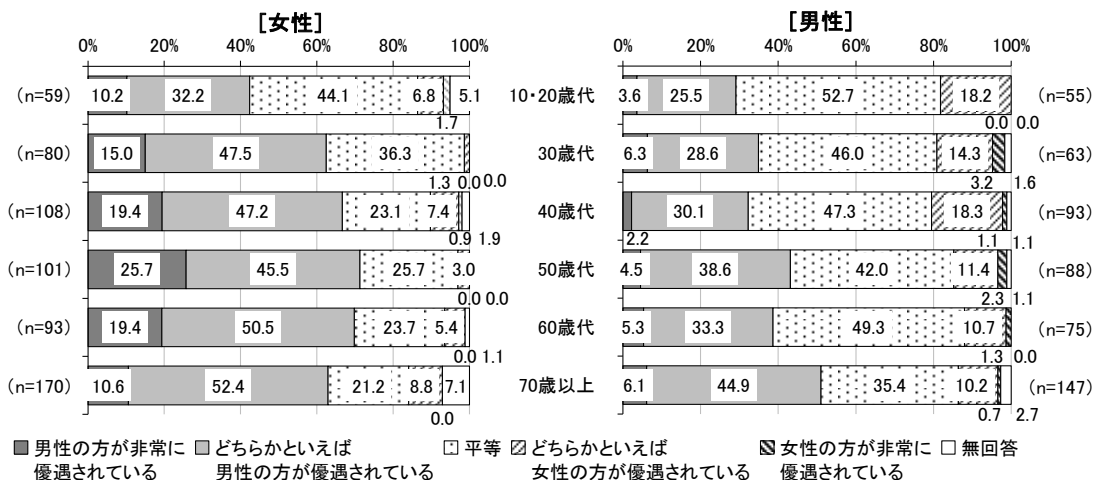
■男女の地位の平等感 - ア 法律や制度のうえでは



■男女の地位の平等感 - イ 学校生活では

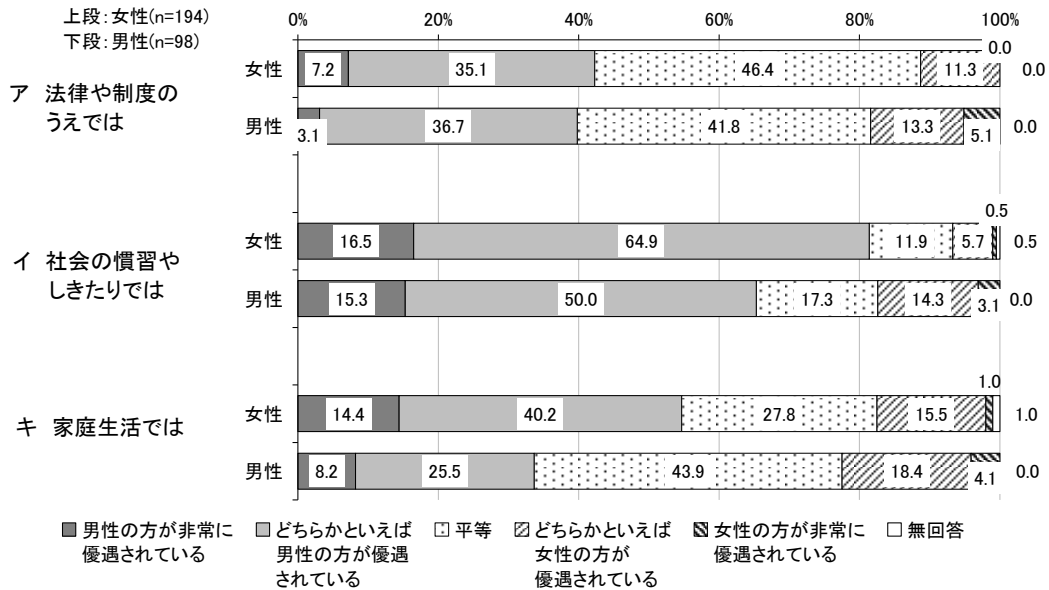


■男女の地位の平等感 - キ 家庭生活では



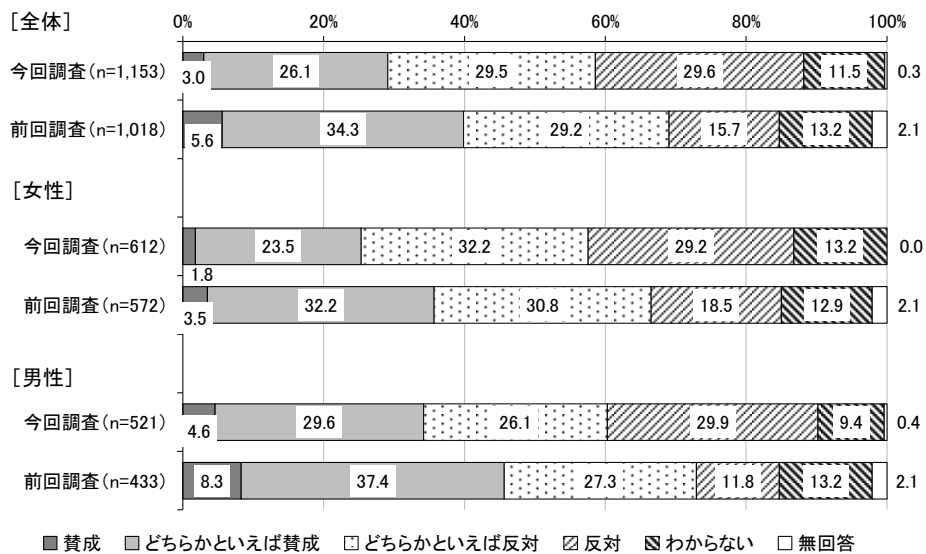
○大学生調査では、男性で「法律や制度のうえでは」「社会の慣習やしきたりでは」「家庭生活では」で17.4%～22.5%ほど、「女性優遇」との回答があり、市民意識調査よりも高くなっています。【大学生、問1】

■男女の地位の平等感

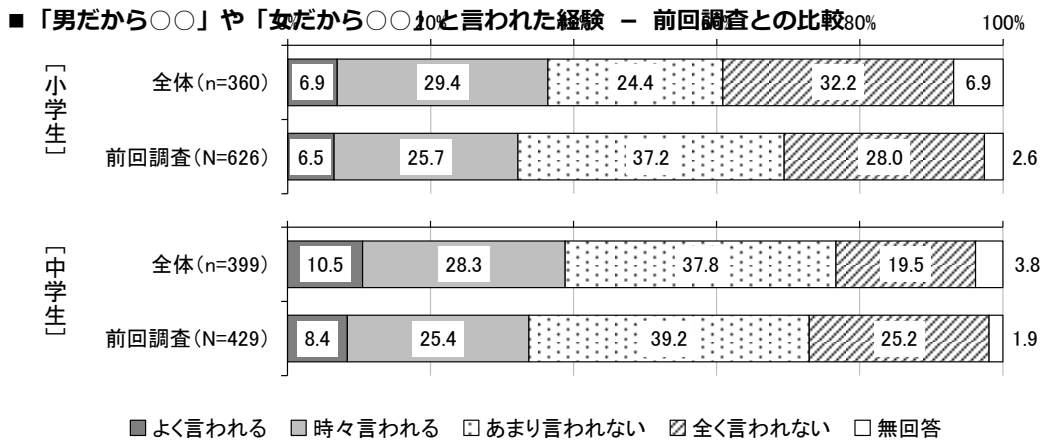


○「男は仕事、女は家庭」という考え方について平成28（2016）年度に実施した前回調査と比較すると、『反対』（「反対」と「どちらかといえば反対」の計）の割合は、女性で12.1ポイント、男性で16.9ポイント高くなっています。また、『反対』の中でも「どちらかといえば反対」の割合は前回調査とほとんど変わりませんが、明確に「反対」とする回答割合が大きく増加しており、特に男性ではその傾向が顕著となっています。【市民、問2】

■性別役割分担意識 - 前回調査との比較



○小中学生調査では、「男だから」「女だから」と言われた経験は、小中学生ともに前回調査よりわずかに上昇しています。誰に言われたかについては、「一緒に生活しているひと」が7割と圧倒的に多く、保護者や同居家族への啓発が重要です。【小中学生、問6、問6-3】

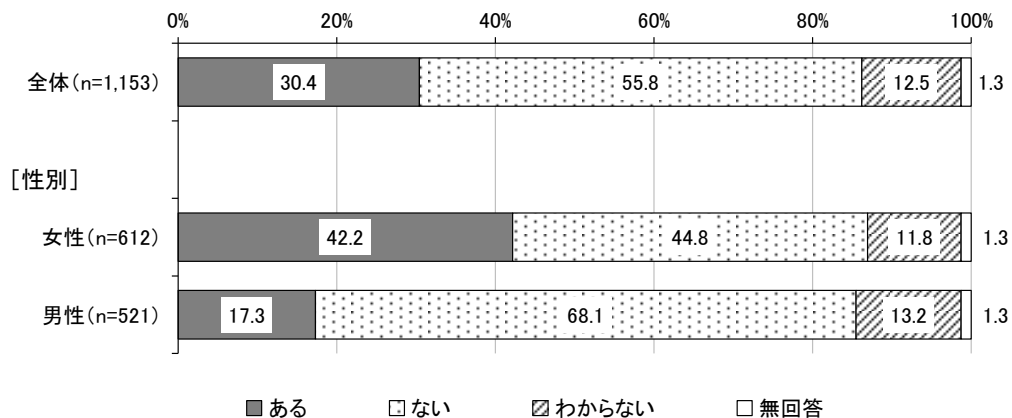


■「男だから○○」や「女だから○○」と言った相手（上位3件）

単位：%	小学生(n=131)	中学生(n=155)
第1位	いっしょに生活している人 (71.8)	いっしょに生活している人 (78.7)
第2位	友だち (30.5)	友だち (16.1)
第3位	近所の人 (5.3)	小学校・中学校の先生 (13.5)

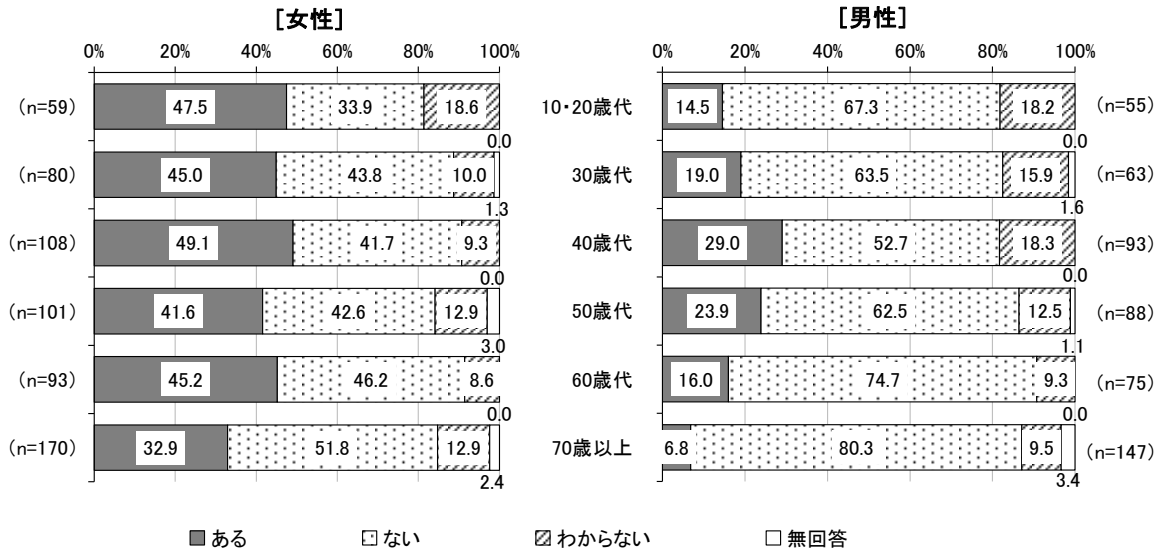
○性別を理由とした負担感・生きづらさを感じた割合は、女性が男性よりも24.9ポイント高くなっています。年代別に見ても、女性は10・20歳代～60歳代まで、4割以上が負担感・生きづらさを感じており、男性は40歳代で29.0%、その他の年代では、70歳代以外で1～2割程度となっています。【市民、問5】

■性別を理由とした負担感・生きづらさの有無





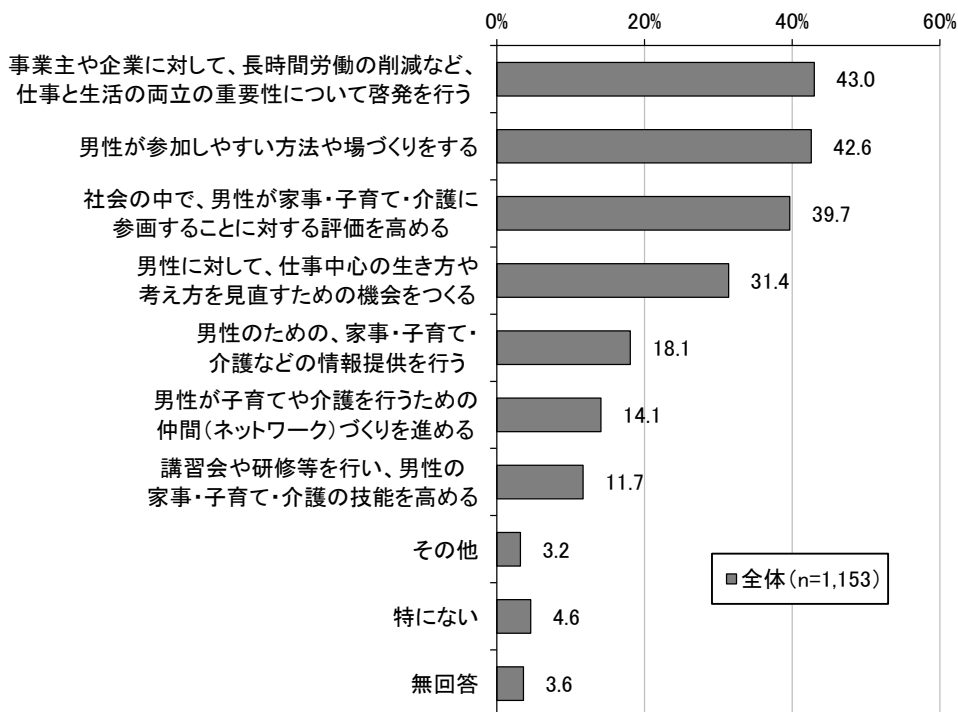
■性別を理由とした負担感・生きづらさの有無



(2) 子育てについて

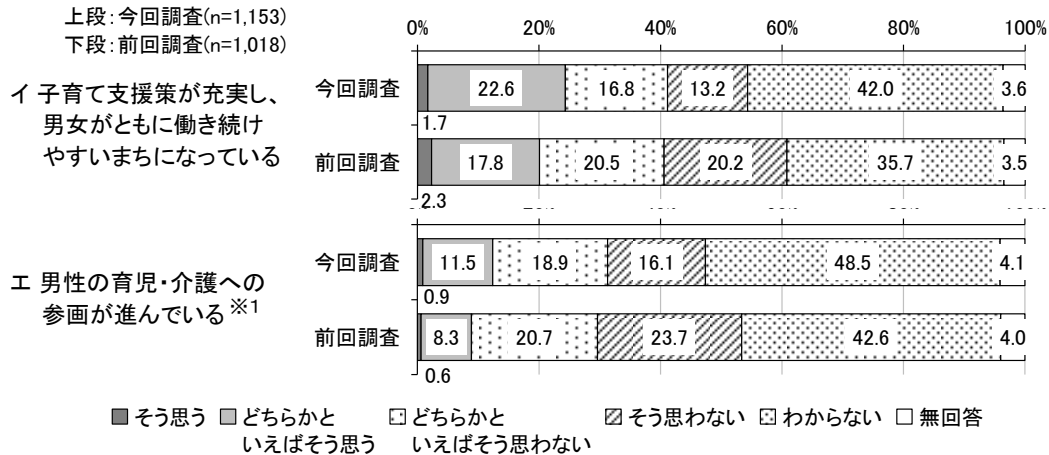
○男性が家事、子育て、介護、地域活動等に積極的に参画していくために必要なことでは、「事業主や企業に対して、長時間労働の削減など、仕事と生活の両立の重要性について啓発を行う」が43.0%で最も高く、次いで「男性が参加しやすい方法や場づくりをする」(42.6%)、「社会の中で、男性が家事・子育て・介護に参画することに対する評価を高める」(39.7%)が上位となっており、企業等を巻き込んだ社会的な取組が求められています。【市民、問14】

■男性が家事、子育て、介護、地域活動等に積極的に参画していくために必要なこと



○この5年間の茨木市の変化で、「子育て支援策が充実し、男女がともに働き続けやすいまちになっている」は『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が前回調査を4.2ポイント上回っています。一方で、「男性の育児・介護への参画が進んでいる」は『思う』が12.4%にとどまっています。【市民、問32】

■この5年間の茨木市の変化



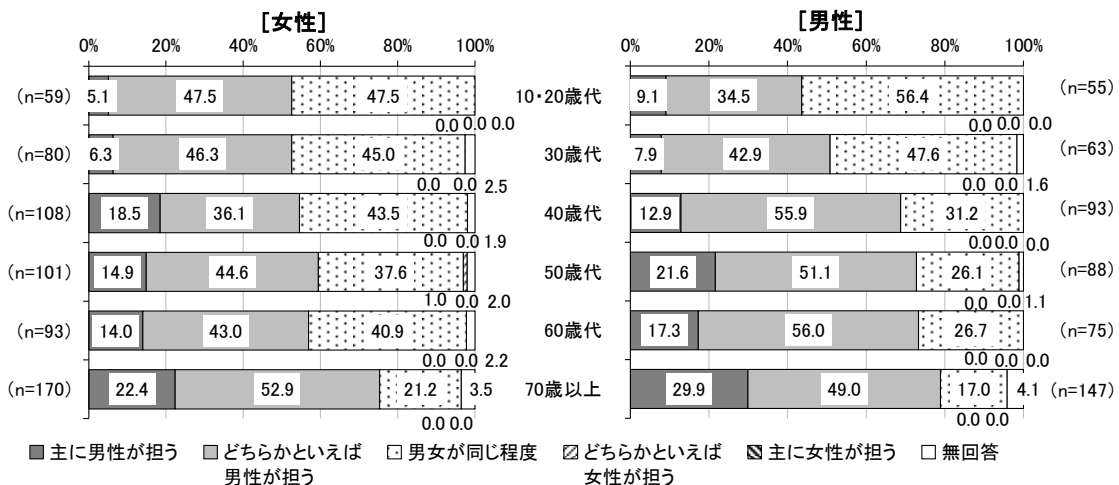
※1 前回調査では「男性の子育て・介護への参画が進んでいる」

(3) 家庭生活と仕事について

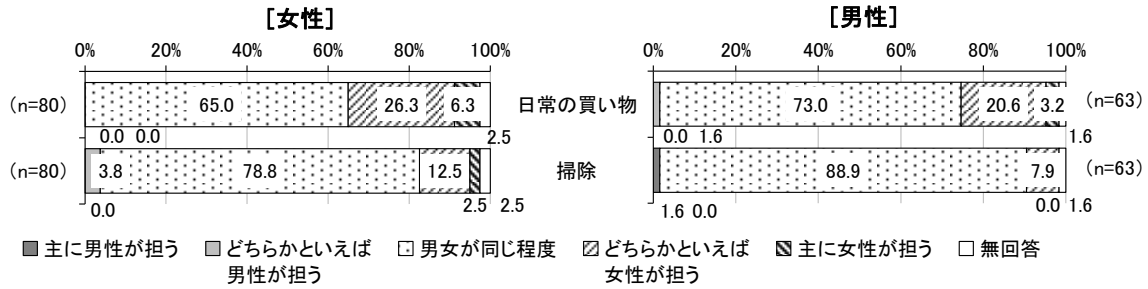
○家庭における役割分担意識を年代別に見ると、「生活費を稼ぐ」ことについては、「男女が同じ程度」分担するのが良いという割合が、30歳代で女性も男性も46%前後となっており、意識の差がほとんど見られません。40歳代以上となると女性は60歳代まで40%前後となっているのに対し、男性は年代が上がるにつれて減少し、男女間のギャップが大きくなっています。

また、その他の項目についても30歳代男性は、同年代女性と意識差が見られない項目も多く、「日常の買い物」「掃除」は女性よりも男性で8ポイント以上、平等意識が高い傾向にあります。【市民、問4】

■家庭における役割分担意識 - 「生活費を稼ぐ」ことについて

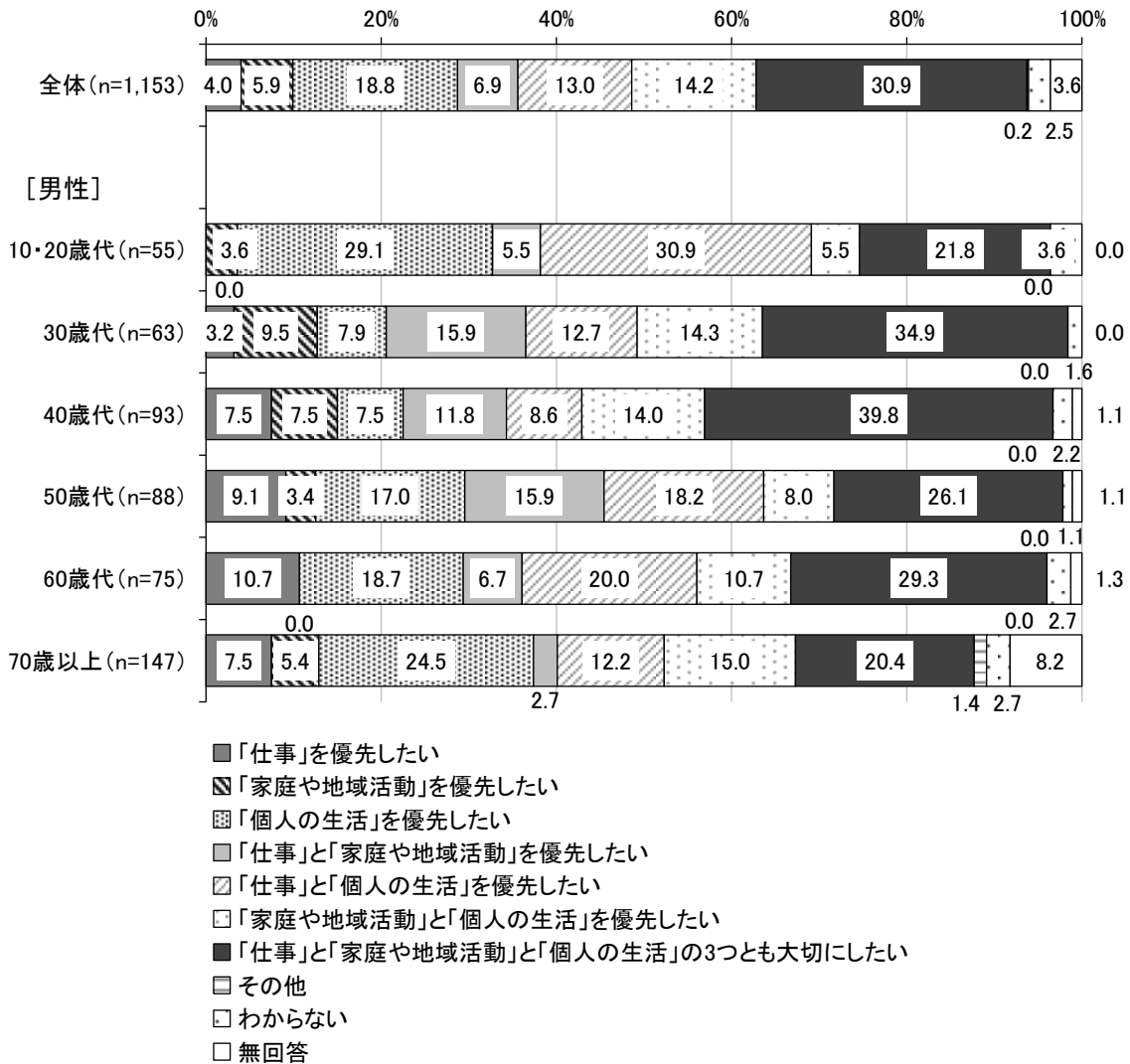


■ 家庭における役割分担意識 (30歳代)



○生活の中で優先したいことを見ると、「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切」という割合は、男性の30・40歳代で他の年代よりも高く、家庭と仕事などの調和を求める傾向にあります。こうした意識が、問4の家庭における役割分担意識にも影響していると考えられます。【市民、問10】

■ 生活の中で優先したいこと



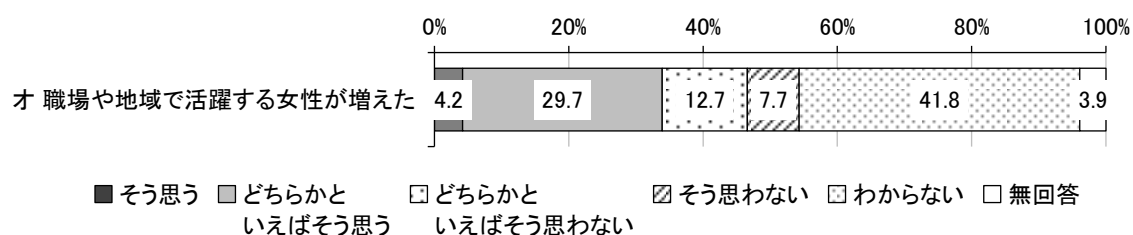
○小中学生調査では、家で行っている家事分担などについて、小学生では、9項目中6項目、中学生では9項目中7項目で女子の方が役割を担っており、性別による差異が見られます。  
【小中学生、問1】

■家でやっている家事分担（「している」の割合）

単位：%	小学生		中学生	
	女子 (n=152)	男子 (n=165)	女子 (n=200)	男子 (n=173)
ア 買い物	25.0	9.7	36.0	26.0
イ 食事のしたく	44.1	29.1	27.0	22.5
ウ 食事のあとかたづけ	55.9	41.8	51.5	43.4
エ そうじ	27.0	27.3	27.5	26.0
オ ゴミだし	15.8	24.8	14.5	22.5
カ 洗たく	14.5	12.1	12.0	9.2
キ お風呂洗い	23.0	26.1	17.0	22.5
ク ペットや植物の世話	32.2	24.8	27.0	16.8
ケ いっしょに生活している人の世話	30.9	23.0	22.0	12.1

○この5年間の茨木市の変化で、「職場や地域で活躍する女性が増えた」は『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）が33.9%で、『思わない』（20.4%）を13.5ポイント上回っています。【市民、問32】

■この5年間くらいの間の茨木市の変化



#### (4) 新型コロナウイルス感染症による生活・意識の変化

○コロナ前後の仕事や生活の変化について見ると、30・40歳代女性では、「家事や育児、介護の負担が増えた」が2割台、男性の10～50歳代で「在宅勤務やテレワークが増えた」が3割台と、他の年齢層と比べて高くなっています。また、男性の50歳代では「自分の収入が減った」、30歳代では「時差出勤など柔軟な働き方になった」も3割台となっています。さらに、10・20歳代女性は、同年代男性に比べて「自分の収入が減った」「生活に対する不安が大きくなった」の割合が高くなっています。【市民、問7】

		回答者数 (n)	生活に対する不安が大きくなった	精神的に不安定になった、イライラするようになった	在宅勤務やテレワークが増えた	自分の収入が減った	家計収入が減った	家事や育児、介護の負担が増えた	家庭内のコミュニケーションが良くなった	時差出勤など柔軟な働き方になった	就業時間が減った	残業が減った	い家庭内のけんかや言い争いが増えた	
全体		1,153	27.4	24.0	16.0	15.1	11.1	10.5	9.9	9.7	9.5	5.7	5.5	
性年齢別	女性	10・20歳代	59	32.2	30.5	16.9	23.7	5.1	1.7	8.5	8.5	10.2	10.2	3.4
		30歳代	80	25.0	31.3	17.5	12.5	8.8	26.3	7.5	6.3	3.8	10.0	8.8
		40歳代	108	27.8	24.1	12.0	11.1	15.7	25.9	15.7	11.1	11.1	4.6	4.6
		50歳代	101	27.7	29.7	8.9	22.8	18.8	16.8	12.9	3.0	11.9	4.0	5.0
		60歳代	93	31.2	24.7	8.6	16.1	9.7	11.8	7.5	4.3	9.7	1.1	6.5
		70歳以上	170	34.1	26.5	1.2	4.7	6.5	4.1	6.5	-	4.7	1.2	4.7
		男性	10・20歳代	55	18.2	20.0	34.5	10.9	5.5	5.5	14.5	20.0	7.3	1.8
	30歳代		63	22.2	19.0	39.7	15.9	11.1	17.5	7.9	31.7	14.3	15.9	4.8
	40歳代		93	26.9	19.4	30.1	22.6	17.2	8.6	7.5	15.1	14.0	14.0	2.2
	50歳代		88	23.9	20.5	35.2	31.8	17.0	5.7	13.6	25.0	17.0	10.2	5.7
	60歳代		75	29.3	17.3	20.0	16.0	8.0	5.3	8.0	13.3	12.0	4.0	5.3
	70歳以上		147	24.5	21.8	4.8	9.5	9.5	2.7	9.5	3.4	6.8	2.7	9.5
			回答者数 (n)	休校・休園等になったり、子どもを休ませた	就業時間が減った	残業が増えた	転職した	自分の収入が増えた	仕事を失った	家計収入が増えた	家事や育児、介護の負担が減った	上記のどれも無い	無回答	
	全体		1,153	5.2	4.1	3.9	2.4	2.2	1.9	0.7	0.5	28.4	3.0	
性年齢別	女性	10・20歳代	59	-	8.5	8.5	3.4	6.8	1.7	-	-	16.9	-	
		30歳代	80	13.8	2.5	3.8	2.5	2.5	2.5	2.5	-	17.5	1.3	
		40歳代	108	19.4	4.6	3.7	5.6	1.9	1.9	-	0.9	22.2	-	
		50歳代	101	3.0	6.9	4.0	4.0	4.0	1.0	-	-	21.8	2.0	
		60歳代	93	1.1	8.6	4.3	2.2	3.2	5.4	-	2.2	30.1	2.2	
		70歳以上	170	1.8	1.2	-	0.6	0.6	0.6	-	-	39.4	7.6	
		男性	10・20歳代	55	-	3.6	3.6	7.3	1.8	-	1.8	-	25.5	-
	30歳代		63	14.3	3.2	7.9	4.8	3.2	-	3.2	-	27.0	3.2	
	40歳代		93	7.5	8.6	9.7	2.2	4.3	2.2	3.2	-	24.7	-	
	50歳代		88	3.4	3.4	5.7	1.1	-	1.1	-	-	17.0	1.1	
	60歳代		75	1.3	1.3	2.7	1.3	-	5.3	-	1.3	36.0	2.7	
	70歳以上		147	0.7	0.7	0.7	-	0.7	2.0	-	1.4	41.5	6.8	

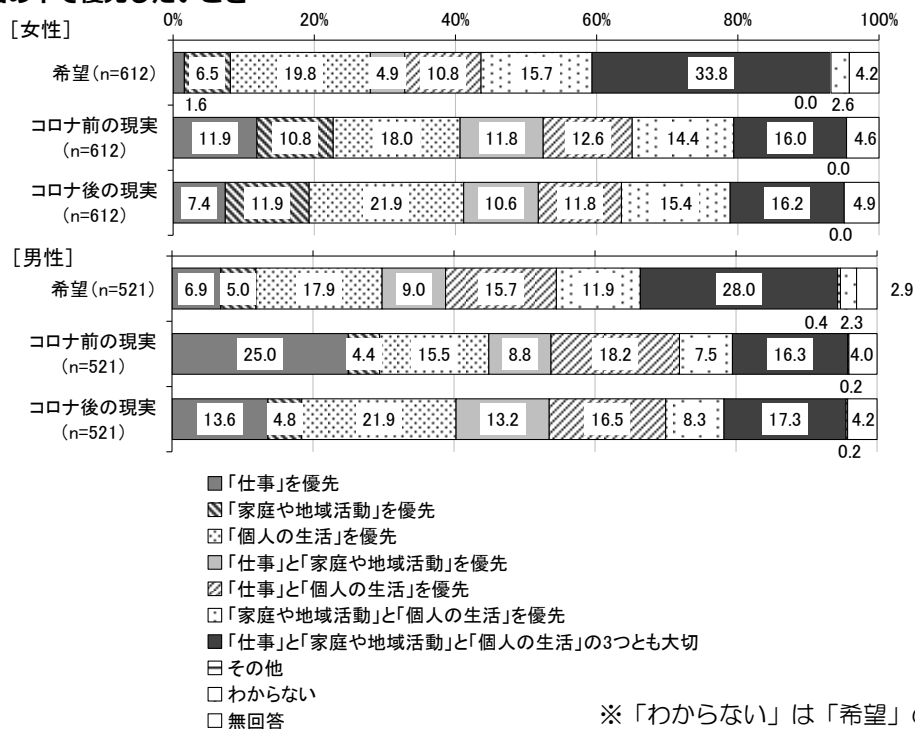
注) 濃い網掛けに白抜き文字は全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目を示す。

○生活の中で優先したいことについて見ると、女性は、「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切」が希望で33.8%、現実ではコロナ前後に関わらず、16.0%程度と半分以下となっています。また、「『仕事』を優先」は希望では1.6%に対し、コロナ前の現実では11.9%と、10.3ポイント増加しています。

男性は、「『仕事』と『家庭や地域活動』と『個人の生活』の3つとも大切」が希望で28.0%と最も高く、コロナ前の現実では「『仕事』を優先」が25.0%で最も高くなっています。

また、男性のコロナ後の現実では、コロナ前に比べ「『仕事』を優先」が11.4ポイント減少しており、「『個人の生活』を優先」と「『仕事』と『家庭や地域活動』を優先」が5ポイント程度増加しています。【市民、問10】

■生活の中で優先したいこと



○生活の中で優先したいことについて、「現実」と「希望」が一致している人の割合を見ると、女性は、コロナ前後に関わらず「現実」と「希望」が一致している人の割合が52.0%程度に対し、男性は、「コロナ後の現実」が「希望」と一致している割合が55.9%となっており、コロナ前よりも5.1ポイント高くなっています。問7のコロナ前後の仕事や生活の変化をふまえると、「在宅勤務やテレワークが増えた」（男性全体：24.0%）、「時差出勤など柔軟な働き方になった」（男性全体：15.7%）が比較的上位となっており、コロナ後の生活が希望に近いという要因になっていると考えられます。【市民、問10、問7】

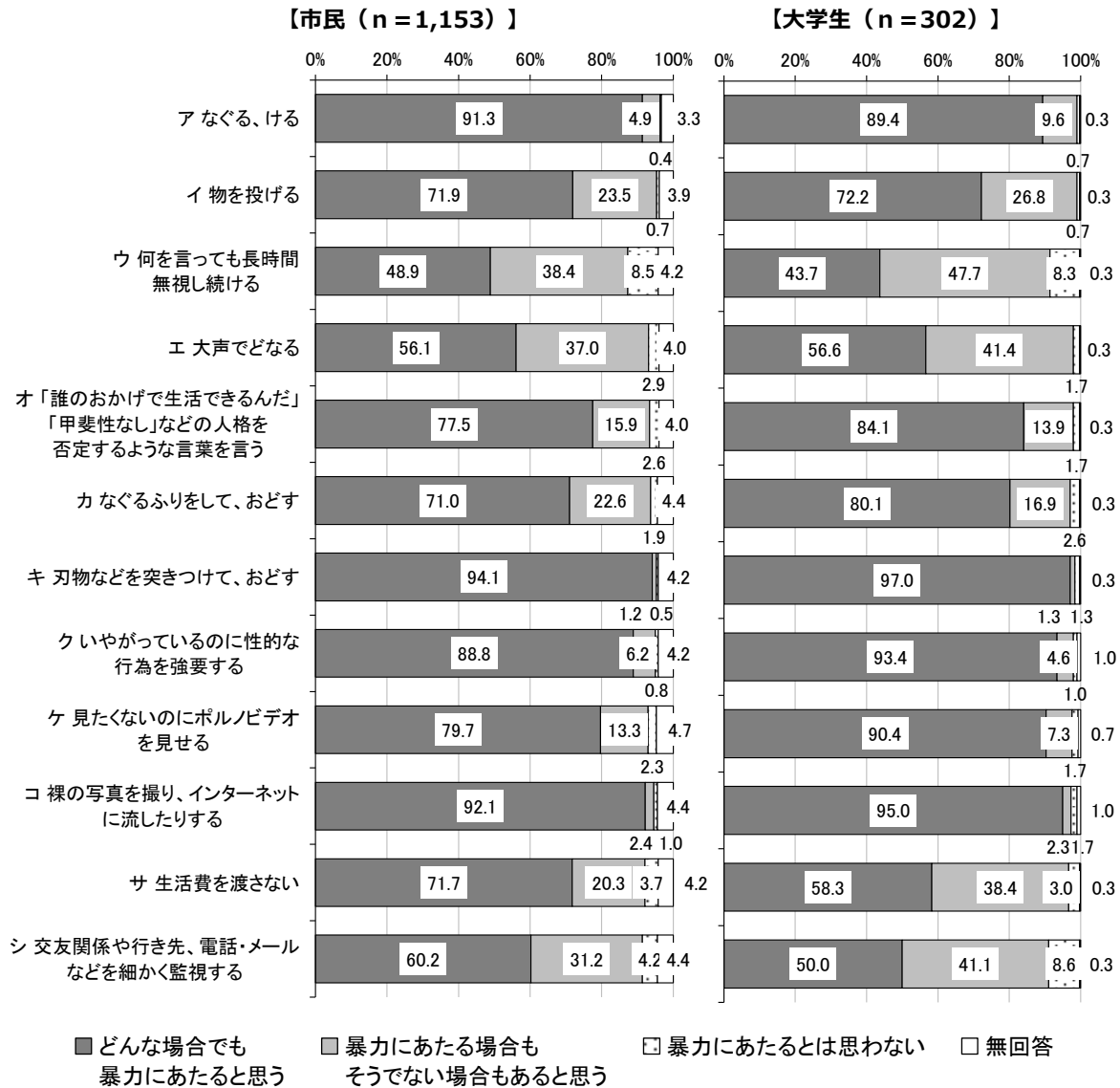
■生活の中で優先したいこと「希望」と「現実」が一致している割合

単位：%	女性 (n=612)	男性 (n=512)
「コロナ前の現実」が「希望」と一致	49.0	48.2
「コロナ後の現実」が「希望」と一致	48.4	53.2

## (5) 男女の人権について

○市民意識調査、大学生調査ともに「何を言っても長時間無視し続ける」「大声でどなる」「生活費を渡さない」「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する」によっては暴力と認識しない人の割合が高くなっています。これらがなぜ暴力にあたるのか、認識が深まるよう啓発が必要です。【市民、問17】【大学生、問6】

### ■配偶者・パートナー・恋人間で暴力だと思うこと



○市民意識調査、大学生調査ともに、暴力を受けた際「相談しようと思わなかった」は4割以上となっています。また、「相談したかったがしなかった（できなかった）」は、市民意識調査で7.2%、大学生調査で17.3%の回答があります。

大学生調査を男女別で見ると、女性は「相談したかったがしなかった（できなかった）」が18.8%で男性よりも高く、男性は「相談しようと思わなかった」が60.0%と半数を超えています。

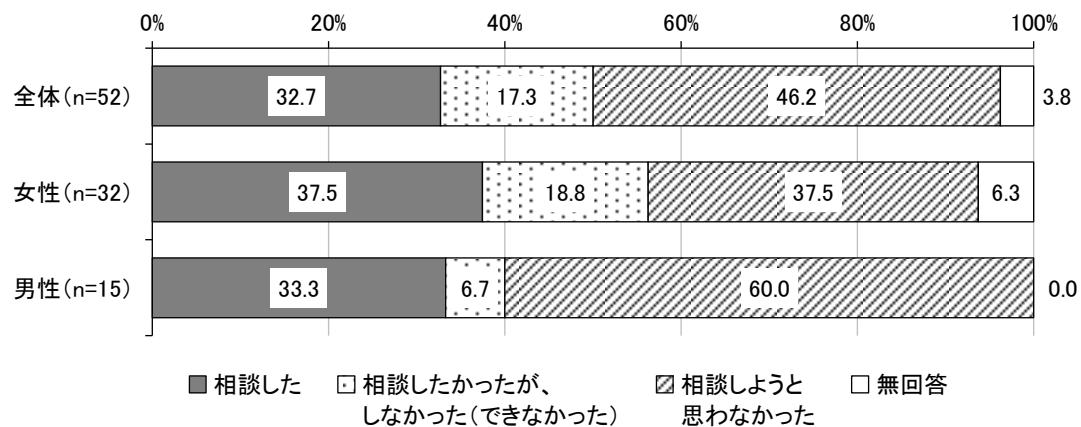
専門機関への相談はハードルが高く感じる人も多いことが伺えます。身近な友人・知人に相談した人も含めて、適切な支援や解決に結びつくよう、専門機関を広く周知啓発することが必要です【市民、問23】【大学生、問9】

■暴力を受けた際の相談状況

【市民（上位4位）】

単位：%	全体（n=443）
相談しようと思わなかった	43.2
家族や親族（に相談した）	18.2
友人・知人（に相談した）	18.0
相談したかったが、しなかった（できなかった）	7.2

【大学生】



(6) セクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）について

○セクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）について、言葉も意味も両方知っている割合は市民意識調査で44.3%、大学生、中学生調査では、7割以上の認知度となっています。【市民、問25】【大学生、問11】【中学生、問9】

■セクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）の認知度

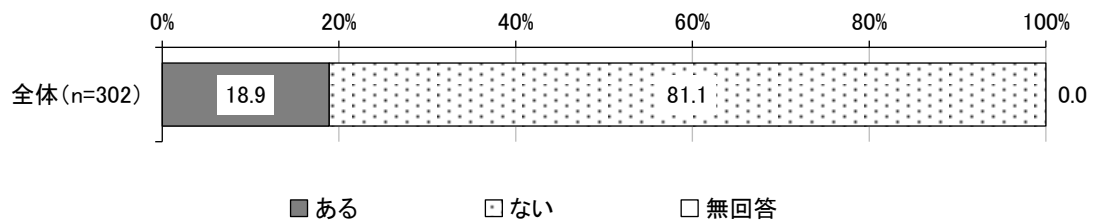
単位：%	市民 (n=1,153)	大学生 (n=302)	中学生 (n=399)
言葉も意味も両方知っている	44.3	77.8	75.2
言葉だけは知っている	40.0	19.5	13.8
言葉も知らない	13.6	2.3	9.5
無回答	2.1	0.3	1.5

※調査においては「LGBTを始めとするセクシュアルマイノリティについてどの程度知っていますか。」という聞き方をしています。



○性自認・性的指向で悩んだ経験について見ると、大学生調査では、性自認・性的指向で悩んだ経験は18.9%で、市民調査（2.4%）よりも高くなっています。【市民、問26】  
【大学生、問12】

■性自認・性的指向で悩んだことの有無



○市の性的マイノリティ支援の認知度については、いずれの取組も認知度が低くなっています。性的マイノリティの認知が進み、悩みも抱えやすい10・20歳代でも、97.4%が「いずれも知らない」と回答しています。市の支援が、不安や悩みを抱える人の受け皿となるよう、さらなる周知啓発が必要です。【市民、問29】

■茨木市の性的マイノリティ支援に関する取組の認知度

		回答者数 (n)	いばらきにいろいろ相談 (電話相談)	いばらきにいろいろなスペース (コミュニティスペース)	いずれも知らない	無回答
全体		1,153	2.5	2.1	91.1	5.6
年齢別	10・20歳代	117	-	0.9	97.4	1.7
	30歳代	143	0.7	0.7	98.6	0.7
	40歳代	201	2.0	3.0	94.5	1.5
	50歳代	192	2.6	3.1	91.7	4.7
	60歳代	169	4.1	2.4	89.9	5.9
	70歳以上	317	3.5	1.9	84.2	11.7

### 3 第2次計画の進捗状況

「第2次茨木市男女共同参画計画（改訂版）」では、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指しました。令和3（2021）年度の実績値における目標値の達成状況は次のとおりです。

#### 基本方向Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

##### 基本目標1 社会における意思決定への女性の参画拡大

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
1	市の審議会等における女性委員の割合	32.3% (2016.4.1)	40%	35.9%	↑	↓
2	市の管理職（課長級以上）における女性の割合	12% (2016.4.1)	20%	16.2%	↑	↓
3	市立小・中学校長・教頭における女性の割合	16.3% (2016.4.1)	25%	21.74%	↑	↓

##### 基本目標2 働く場における男女平等

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
4	賃金や待遇で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性10.3% 男性21.2%	女性40% 男性50%	女性10.9% 男性19.6%	↑ ↓	↓

##### 基本目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
5	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉を知っている・聞いたことがある人の割合	女性38.8% 男性46.4%	50%以上	女性53.8% 男性62.2%	↑	↑
6	「仕事」「家庭や地域活動」「個人の生活」など、現実と希望が一致した暮らし方をしている人の割合	女性38.5% 男性37.2%	女性70% 男性70%	女性48.4% 男性53.2%	↑	↓
7	市における男性職員の「育児休業」取得者率	2.2% (2015年)	10%	22.2%	↑	↑
8	パパ&ママクラスのカップルの参加率	82.1% (2015年)	85%	75.3%	↓	↓

## 基本方向Ⅱ 健やかに安心して暮らせる社会の実現

### 基本目標 4 生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
9	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 16.8% 子宮がん20.1% (2015年)	乳がん 45% 子宮がん45%	乳がん 12.4% 子宮がん16.5%	↓	↓

### 基本目標 5 女性に対する暴力の根絶

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
10	「デートDV」という言葉を「よく知っている・聞いたことがある人」の割合	女性 35.5% 男性 29.5%	女性 75% 男性 75%	女性 59.1% 男性 51.2%	↑	↓
11	女性に対する暴力防止の啓発や講座の実施回数と参加人数	6回/年 373人 (2015年)	10回/年 650人	10回/年 327人	↓	↓
12	子ども・若者へのデートDV防止啓発や講座の実施回数と参加人数	18回/年 3,956人 (2015年)	27回/年 6,000人	3回/年 3,440人	↓	↓

### 基本目標 6 だれもが安心して暮らせる社会づくり

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
13	自治会長における女性の割合	16.8% (2015年)	20%	22.9%	↑	↑
14	地域子育て支援拠点事業の実施数	21か所 (2015年)	25か所	25か所	↑	→
15	自主防災組織の方針決定過程への女性の参画率	23.1% (2015年)	35%	27.5%	↑	↓

### 基本方向Ⅲ すべての世代への男女共同参画意識の浸透

#### 基本目標7 男女共同参画についても理解の促進

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
16	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方に「反対・どちらかといえば反対」という人の割合	女性49.3% 男性39.1%	女性75% 男性55%	女性61.4% 男性56.0%	↑	女性 ↓ 男性 ↑
17	社会の慣習やしきたりで「男女が平等」と感じている人の割合	女性9.4% 男性18.9%	女性40% 男性50%	女性10.0% 男性13.8%	女性 ↑ 男性 ↓	↓
18	自治会などの地域活動で「男女が平等」と感じている人の割合	女性43.0% 男性51.0%	女性65% 男性70%	女性42.2% 男性55.5%	女性 ↓ 男性 ↑	↓
19	ローズWAMの男女共同参画に関する図書等の貸出冊数	6,024冊 (2015年)	6,600冊	4,889冊	↓	↓

#### 基本目標8 男女共同参画を進める教育と学習の推進

番号	指標名	計画策定時	目標値 (2021)	現状値 (2021)	評価	
					計画策定時 と比較	目標値 と比較
20	男女共同参画社会推進登録団体数	17団体 (2015年)	22団体	14団体	↓	↓
21	男女共同参画に関する講座の実施回数と事業に参加した子ども的人数	25回/年 1,502人 (2015年)	30回/年 2,000人	20回/年、92人 22回/年、332人 下段：デートDV含む	↓	↓
22	再就職セミナーや女性のためのスキルアップ講座の実施回数	23回/年 (2015年)	25回/年	17回	↓	↓
23	男性の生活能力向上のための講座や事業の実施回数と参加人数	351回/年 2,561人 (2015年)	390回/年 2,800人	167回/年 907人	↓	↓

## 4 本計画における課題

### 課題1 男女共同参画意識のさらなる浸透が必要

#### 社会では…

- 「SDGs実施指針」（令和元年12月一部改訂）では、「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なもの」とされています。

#### ジェンダー視点の主流化とは…

すべての政策と事業の過程に、男女双方の視点と経験を取り入れ、生じている格差を縮めるための取り組みを実行し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略。この戦略の究極の目標が「ジェンダー平等の達成」。

- ジェンダーの視点の主流化を前提としてまちづくりを進めていくためには、まずは、男女共同参画を取り巻く現状や男女双方の意識を把握し、そのうえで必要な施策を実行していくことが必要です。

#### 茨木市では…

- 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について、前回調査と比較して「反対」と考える人の割合が高くなっています。
- 男女の地位の平等感について、「学校生活」は平等と感じる人が男女ともに7割以上と高い一方、「社会の慣習やしきたり」で平等と感じる人は男女ともに1割程度にとどまり、男女いずれかへの偏りを感じている人の割合が高くなっています。また、「法律や制度」「家庭生活」「政治・経済活動」は、特に女性で平等と感じる人の割合が低く、男女差が大きくなっています。
- 男女の地位の平等感について、年代別にみると、各項目で10・20歳代は30歳代以上と比較して「平等」と感じている割合が高くなっています。
- 小中学生の4割前後は、「男だから〇〇」「女だから〇〇」と言われた経験があり、うち7割が一緒に生活している人から言われたと回答しています。

#### 本計画で特に必要なこと

- 固定的な性別役割分担意識に基づく偏見・慣習をなくすこと、そしてそのために社会制度や慣行について配慮することは、専業主婦を否定したり、母親による子育てを否定したりするものではありません。家庭のあり方や結婚に対する考え方が多様化する中、性別による決めつけをなくし、より自由な選択のもとで誰もが家庭や仕事、子育てに余裕を持って向き合えるよう、意識改革のための継続的な啓発活動が重要です。

## 課題2 政策・方針決定過程における女性の参画促進が必要

### 社会では…

- 男女格差の大きさを国別に比較した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、「政治」「経済」における順位が特に低くなっています。
- 課題1で取り上げたジェンダーの視点の主流化を踏まえ、国では、意思決定や政策方針決定の場への女性参画の促進、男女間の賃金格差の是正等に向けた取組が進められています。

### 茨木市では…

- 審議会や市議会など、本市における協議・意思決定の場における女性の割合は年々上昇しており、近隣市と比較しても高い割合を占めていますが、令和3（2021）年の目標値をわずかに下回っています。
- 市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合については、第2次計画期間を通じて上昇していますが、令和3（2021）年の目標値をわずかに下回っています。
- アンケート調査では、自治会など地域活動における男女の平等感について、「男性が優遇されている」と感じる人の割合は女性の方が高くなっています。
- 企業ヒアリングでは、女性の管理職登用を進めるには、女性社員自身の意識と、家庭や職場等の周囲の協力の両面が必要という意見があり、実際に、研修プロジェクトとそれを応援する職場の機運醸成を図っている企業もみられます。

### 本計画で特に必要なこと

- 職場や地域において、女性の積極的な育成と登用を進めるとともに、女性自らの意識改革を促していくことが重要です。
- 地域活動の担い手が減少する中、男性だけではなく、女性も積極的に地域活動に参画することは、地域の活力にもつながります。性別により役割を固定化せず、男女双方の意見が取り入れられた地域活動等となるよう働きかけていくことが重要です。

### 課題3 性別にかかわらず活躍できる、多様な働き方への対応が必要

#### 社会では…

- 国の調査では、家事に関する配偶者との役割分担の希望を聞くと、30歳代までの男性の7割以上が、配偶者と家事を半分ずつ分担したいと考えていますが、実現していません。男性の家事育児参画を阻む障壁となっている様々な慣行やしきたりの解消、長時間労働の是正に向けた取組が進められています。
- 日本の男女間賃金格差をみると、女性の方が低く、正規・非正規の格差に加えて、同じ正社員、同じ非正規でも格差があり、年齢が上がるにつれて、その差は拡大傾向にあります。

#### 茨木市では…

- 企業ヒアリングでは、コロナ後もテレワークを制度として定着させている企業も多くみられるなど、働き方の選択肢が多様化している様子が見られます。
- 企業ヒアリングでは、管理職に女性が少ない現状で女性活躍の取組を推し進めることで、男性管理職視点の女性参画になっていないかを危惧する声が見られます。
- アンケート調査では、家庭生活と仕事のバランスについて、30歳代では生活費を稼ぐことや、その他の家庭における役割を「男女が同じ程度」分担するのが良いという割合が高く、男女間の意識の差が少なくなっています。
- アンケート調査では、男性が家事、子育て、介護、地域活動等に積極的に参画していくために必要なことでは、「事業主や企業に対して、長時間労働の削減など、仕事と生活の両立の重要性について啓発を行う」が最も高くなっています。
- アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症による生活・意識の変化について、10・20歳代女性は、同年代男性に比べて「自分の収入が減った」「生活に対する不安が大きくなった」の割合が高くなっています。

#### 本計画で特に必要なこと

- テレワークや時差出勤など多様な働き方が急速に普及し、本市でも一部の企業で定着しつつあります。女性の就労継続や男性の家事・育児参画等の希望がかなう環境づくりを進めるため、多様な就労形態の普及に向けて企業等への働きかけを強化することが重要です。
- 人生100年時代を迎え、家族構成が多様化するなか、誰もが長い人生を経済的困窮に陥ることなく、生活できる力を付けることが必要となっています。就労を希望する女性等がステップアップを図れるように、起業や再就職等の就労支援、労働者支援など女性の経済的なエンパワメントへの支援が必要です。

## 課題4 多様性の尊重を前提とした支援の充実と人権課題への対応が必要

### 社会では…

- 国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。

### 茨木市では…

- 人口の増加に合わせて、外国人人口も増加傾向にあります。
- アンケート調査では、女性の約4割、男性の約2割が「性別を理由とした生きづらさ」を感じています。
- アンケート調査では、LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）について言葉も意味も両方知っている割合は、大学生や中学生で7割以上、市民では4割台にとどまっています。また、大学生の約2割は性自認・性的指向で悩んだ経験があると回答しています。
- アンケート調査では、市民、大学生ともに、身体的な暴力に比べ、精神的・経済的な暴力を暴力と認識しない割合が高くなっています。
- アンケート調査では、市民、大学生ともに、暴力を受けた際「相談しようと思わなかった」は4割以上、「相談したかったがしなかった（できなかった）」にも一定の回答があります。

### 本計画で特に必要なこと

- 本市においても外国人住民の増加や性的指向・性自認の多様化など、社会の構成員やその価値観の多様性は増しています。活力ある地域づくりという視点からも、地域において、このような多様性を認める力を高めていくことが今後一層求められます。
- ODV、デートDVは、配偶者、交際間の暴力の問題だけではなく、その背景に貧困や暴力の連鎖、介護や育児の行き詰まりによる不安感など、複合的な課題が潜んでいる可能性があります。「誰一人取り残さない地域共生社会」の視点からも、暴力の防止に向けたさらなる取組の強化が必要です。



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 男女共同参画が実現した、「次なる茨木」の姿

#### 「次なる茨木」の姿（案）

- ・性別にかかわらず、一人ひとりの「幸せ」がかなうまち いばらき  
タウンミーティングでも話題に挙がった、「幸せ」をキーワードに

### 2 計画の基本方向

本市では、これまで2次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、様々な男女共同参画関連の施策・事業を推進してきました。

本計画においても、これまでの取組を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応することで、誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指すため、以下の基本方向に基づき、施策を推進します。

- 基本方向Ⅰ** 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革
- 基本方向Ⅱ** 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- 基本方向Ⅲ** 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
- 基本方向Ⅳ** 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

### 3 施策体系

本計画は、以下のような体系に基づき、構成しています。施策の基本的方向では、本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組む「重点施策」を設定しています。

基本方向		基本目標	No.	施策の基本的方向
基本方向Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進	1	子どもの頃からの男女平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援【重点】
			2	多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
		2 あらゆる世代における男女共同参画の推進	3	固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実
			4	男性にとっての男女共同参画の推進【重点】
			5	メディアを活用した男女共同参画の推進
			6	男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供
基本方向Ⅱ	3 働く場における意思決定への女性の参画拡大	7	女性の参画拡大のための環境整備【重点】	
		8	女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実	
	4 地域における男女共同参画の推進	9	地域の活動における男女共同参画の促進	
		10	防災・復興における男女共同参画の推進	
基本方向Ⅲ	職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進	5 職業生活における活躍支援	11	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
		6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	12	働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援【重点】
			13	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
基本方向Ⅳ	7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	14	性犯罪等への対策の推進	
		15	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進【重点】	
	8 「生きづらさ」を感じる人々への支援	16	性の多様性への理解促進と社会的環境の整備	
		17	高齢者、障害者、在住外国人の活躍促進	
		18	様々な困難を抱える人々への支援	
	9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援	19	生涯を通じた男女の健康の保持・増進のための支援	
20		こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供		

## 第5章 施策の内容

### 基本方向Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

#### 基本目標1 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進

##### 【現状と課題】

- 次代を担う子どもたちが、男女共同参画について正しく理解することは、将来的な男女共同参画社会の実現につながります。また、進路選択の際に男女の性差にとらわれず、多様な選択ができることは、男女があらゆる分野に主体的に参画していくためにも重要です。
- アンケート調査によれば、男女の地位の平等感について、学校生活では「平等」と感じている割合が7割台半ばと高く平成22（2010）年度、平成28（2016）年度の調査から大きく上昇しています。
- 本市では、幼稚園、認定こども園において、日々の生活や遊びの中で男女の区別なく、一人ひとりが互いを尊重し合える教育・保育の実践に取り組んでいます。思春期における性教育等については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子どもたちへの直接的な啓発活動が展開できていません。思春期教育の担い手である保健師や小・中学校教職員を対象とした学ぶ機会の提供など、関係機関と連携した取組が必要です。
- 性別にとらわれず、一人ひとりが自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう、発達段階を踏まえた教育の実践が必要です。また、子どもの価値観の醸成に影響を与える保育士や教職員等の男女共同参画意識の向上が求められます。

##### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

##### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## **施策の方向1 子どもの頃からの男女平等への理解の促進と将来を見通した自己形成支援**

---

※以下、第3回審議会で具体的施策の内容掲載を想定しています。

- 【具体的施策1】男女平等を推進する保育・教育の充実
- 【具体的施策2】性別にとらわれないキャリア教育の推進
- 【具体的施策3】様々な人との共生への取組の推進
- 【具体的施策4】思春期におけるこころとからだの健康づくり

## **施策の方向2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実**

---

- 【具体的施策5】子どもや若者のための学習や体験活動の推進
- 【具体的施策6】生きる力を育む家庭での男女共同参画の推進

## 基本目標2 あらゆる世代における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現に向けては、固定的な性別役割分担意識や性差による「アンコンシャス・バイアス」（無意識の偏見）が家庭や地域、職場等のあらゆる場で解消され、自らの意思で多様な生き方を選択できるようになることが重要です。また、男女共同参画の必要性を市民一人ひとりが正しく認識し、自らの行動につなげていくことが必要となります。
- アンケート調査によれば、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では『反対』が約6割と、平成28（2016）年度調査から14.2ポイント増加しています。性別でみると、『賛成』は、男性の方が女性よりも8.9ポイント高くなっています。
- 本市では、男性の家事参画・仕事以外の活動参画を推進するための各種講座や、子育て世代向けの就労支援フェア、女性向け起業セミナーなど、男女共同参画社会の実現に向け、様々な世代を対象とした取組を行っています。
- あらゆる世代の人々が男女共同参画への興味や関心を高めたり、固定的な性別役割分担意識や性差によるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消したりすることができるよう、様々な機会や対象を捉えた男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実や学習機会の提供等が必要です。

### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### **施策の方向3 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実**

---

【具体的施策7】 固定的な性別役割分担意識解消のための広報・啓発活動の充実

【具体的施策8】 市職員・教職員に対する研修の充実

【具体的施策9】 生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供

【具体的施策10】 女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催

### **施策の方向4 男性にとっての男女共同参画の推進**

---

【具体的施策11】 男性にとっての男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供

【具体的施策12】 男性のネットワーク支援

### **施策の方向5 メディアを活用した男女共同参画の推進**

---

【具体的施策13】 多様な媒体による広報や啓発の充実

【具体的施策14】 情報教育の推進

### **施策の方向6 男女共同参画に関わる調査・研究と情報収集・提供**

---

【具体的施策15】 男女共同参画に関する調査・研究、情報収集の充実

【具体的施策16】 男女共同参画に関する情報提供機会の充実

## 基本方向Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

### 基本目標3 働く場における意思決定への女性の参画拡大

#### 【現状と課題】

- 多様な価値観を政策や方針に反映させるためには、意思決定の場における登用が一方の性に偏らないようにすることが重要です。
- 本市の審議会等における女性委員の割合は上昇傾向で推移しており、大阪府市町村平均と比較しても高くなっていますが、令和3（2021）年度は35.9%と目標値の40.0%を下回っています。また、市職員の管理職（課長級以上）における女性の割合についても、第2次計画策定時よりも上昇していますが、令和3（2021）年度は16.2%と目標値の20.0%を下回っています。
- 本市では、市内事業所に対して、広報誌やホームページ等を活用した啓発活動を行うとともに、働きやすい職場づくり推進事業所認定制度を実施しています。令和3（2021）年度は9事業所の認定を行い、延べ25事業所が認定を受けており、引き続き女性の参画拡大に向けた取組を進めることが必要です。
- 多様な意見が政策・方針決定に反映されるよう、行政・民間企業とともに意思決定の場における女性の参画の更なる拡大を図ることが必要です。また、女性の活躍促進に向けた環境づくりや人材の発掘・育成を進めていくことが必要です。

#### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

#### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## **施策の方向7 女性の参画拡大のための環境整備**

---

【具体的施策17】 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

【具体的施策18】 審議会等への女性の参画拡大のための環境整備

【具体的施策19】 市内事業所等における女性の活躍推進のための支援

## **施策の方向8 女性の管理職への登用推進と能力向上機会の充実**

---

【具体的施策20】 市職員・教職員における女性の管理職への積極的登用の推進

【具体的施策21】 市職員・教職員における女性の能力向上機会の充実



## 基本目標4 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

- 地域における男女共同参画の推進に向けては、市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持つとともに、性別により役割を固定化せず、社会の対等な構成員として積極的に地域活動へ参画できるような環境整備等が重要です。
- 近年、甚大な自然災害の発生や頻発化等を契機として、防災対策や避難所運営等において男女共同参画の視点を組み込む必要性が指摘されています。
- アンケート調査によれば、自治会などの地域活動における男女の地位の平等感について、「平等」だと感じている割合は、女性の方が男性よりも13.3ポイント低くなっており、男女の認識に差がみられます。
- 地域においては、固定的な性別役割分担意識による慣行が見直されるまでには至っていないことがうかがえます。そのため、市民一人ひとりが、性別にとらわれず主体的に地域活動へ参画できるよう、地域における様々な活動に男女共同参画の視点を取り入れ、情報提供や活動支援を図ることが必要です。また、防災・復興対策においても男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立及び環境整備が求められます。

### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## 施策の方向9 地域の活動における男女共同参画の促進

【具体的施策22】 男女共同参画の視点に立って地域団体を運営するための支援

【具体的施策23】 まちづくり、観光に関する情報収集と情報提供

## 施策の方向10 防災・復興における男女共同参画の推進

【具体的施策24】 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立

【具体的施策25】 防災分野における女性の参画の拡大

## 基本方向Ⅲ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進

### 基本目標5 職業生活における活躍支援

#### 【現状と課題】

- 近年、女性の社会進出はますます進み、令和元（2019）年には「女性活躍推進法」が改正されるなど、働く場における様々な女性活躍支援が展開されています。一方で、雇用機会や職業選択、賃金・待遇面における男女の平等感は依然として男性優遇の傾向が高いことから、働く場における男女平等の実現や、女性が働きやすい環境の整備が引き続き重要です。
- 令和元（2019）年には、「女性活躍推進法」を含む各種関連法が改正され、ハラスメント防止対策の強化が示されるなど、セクシュアル・ハラスメントを始めとした各種ハラスメント防止に向けた取組が求められています。
- 本市の女性の就業率はすべての年代で上昇しており、結婚・出産・子育て期に就業率が低下するM字カーブの谷は浅くなってきていますが、依然として30歳代の谷がみられます。また、令和2（2020）年の就業率は、15～19歳、25～29歳を除くすべての年代で大阪府・全国より低くなっています。
- アンケート調査によれば、女性の就労と結婚、出産、子育てとのかかわり方について、「結婚、出産にかかわらず、仕事を続ける方が良い」が男女ともに最も高くなっています。
- 誰もが自らの意思に基づき、その個性や能力を最大限発揮できるよう、性別に偏らない機会均等や働きやすい職場環境整備の支援、ハラスメント防止対策等を進めていくことが必要です。

#### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

#### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### 施策の方向 11 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

【具体的施策26】 労働に関する法律・制度の周知徹底

【具体的施策27】 男女平等な職場環境整備の支援

【具体的施策28】 ハラスメントの防止

## 基本目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 【現状と課題】

- 誰もが自ら望むバランスで仕事と家庭生活や社会活動等に取り組むことができるよう、行政と民間企業との連携の下、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場環境の整備に取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワーク等の多様な働き方の普及、ワーク・ライフ・バランスの考え方にも変化がみられていること等を踏まえた取組を検討する必要があります。
- アンケート調査によれば、生活の中で優先していることについて、新型コロナウイルス感染拡大前は「『仕事』を優先」が最も高くなっていましたが、新型コロナウイルス感染拡大後は「『個人の生活』を優先」が最も高くなっており、この変化は特に男性で顕著なものとなっています。
- 本市では、企業を対象とした講座や講演会の開催をオンラインで実施したり、働きやすい職場づくり推進事業所認定制度の推進を行ったりしてきました。引き続き、普及・啓発を進めるとともに、多様なライフスタイルやコロナ禍に対応した各種支援や啓発等を進めていく必要があります。
- 誰もがワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透や多様な働き方ができるような労働形態の普及に向けた働きかけを行う必要があります。また、多様なライフスタイルに対応した仕事と家庭生活の両立支援や男性の育児・介護等への参画を進めていくことが求められます。

### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## **施策の方向 12 働き方の見直しと仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援**

---

【具体的施策29】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現のための広報・啓発の推進

【具体的施策30】 仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知

【具体的施策31】 多様な就業意向に応じた支援の充実

## **施策の方向 13 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援**

---

【具体的施策32】 男女共同参画に基づく仕事と育児・介護の両立支援

【具体的施策33】 家庭生活や地域活動への男性の参画の促進

【具体的施策34】 子育て支援の充実

## 基本方向Ⅳ 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備

### 基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

- 配偶者や恋人からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、DVは夫婦間・男女間の問題と捉えられがちであり、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるDVの増加・潜在化が全国的に大きな問題となっています。
- 近年、SNS等の新たなコミュニケーションツールを利用した暴力など、暴力の形態が一層多様化しています。
- アンケート調査によれば、配偶者・パートナーからの暴力の有無について、「人格を否定するような暴言、大声でどなる、長時間無視する、ののしる、脅迫する等」「なぐったり、けったり、物を投げたり、突き飛ばしたりする等」など、いずれの項目も『あった』と回答した割合は女性の方が男性よりも高くなっています。また、暴力を受けた際の相談状況について、全体では「相談しようと思わなかった」が4割台前半と最も高くなっています。性別でみると、「相談しようと思わなかった」は、男性の方が女性よりも23.4ポイント高くなっています。
- DVは人権侵害であるという正しい認識を定着させ、DV等あらゆる暴力の根絶に向けて、加害者にも被害者にもならないための啓発の推進が求められます。また、複雑化する相談内容に適切に対応し、早期に支援を行うことができるような関係課との連携強化や、相談しやすい体制づくりが必要です。

#### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

#### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## **施策の方向 14 性犯罪等への対策の推進**

---

【具体的施策35】 性犯罪等への対策の推進

【具体的施策36】 相談しやすい体制等の整備

## **施策の方向 15 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進**

---

【具体的施策37】 DV被害の防止と早期発見の仕組みづくり

【具体的施策38】 相談・連携体制の充実・強化

【具体的施策39】 被害者の安全確保の徹底

【具体的施策40】 生活基盤を整えるための支援

【具体的施策41】 児童虐待を取り扱う機関との連携

## 基本目標8 「生きづらさ」を感じる人々への支援

### 【現状と課題】

- 性的マイノリティ、障害、高齢、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人々が、性差による偏見等を背景に更に複合的な困難を抱える場合があります。このような多様な困難や「生きづらさ」を抱えている人々が、自分らしく安心して暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。
- アンケート調査によれば、LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ（性的マイノリティ）の認知度について、「言葉も意味も両方知っている」は10・20歳代で6割台半ば、70歳以上で約2割と、年齢が上がるほど認知度が低い傾向がみられます。
- 本市では、令和4（2022）年に「性の多様性を尊重するまちづくり宣言（LGBTフレンドリー宣言）」を行うとともに、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。また、性の多様性についての理解促進のほか、いばらきにじいろ相談（電話相談）の実施、いばらきにじいろスペース（コミュニティスペース）の開催など、性的マイノリティの支援に取り組んでおり、周知・啓発と併せた取組の推進が今後も必要です。
- すべての人が「生きづらさ」を感じることなく、自分らしく地域で暮らしていくことができるよう、多様性を認め合う社会に向けた啓発や、相談支援の充実等、様々な社会的環境の整備が求められます。

### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## **施策の方向 16 性の多様性への理解促進と社会的環境の整備**

---

【具体的施策42】 性的マイノリティの理解推進と支援

【具体的施策43】 パートナーシップ制度の運用等に関する施策

## **施策の方向 17 高齢者、障害者、在住外国人の活躍促進**

---

【具体的施策44】 高齢者、障害者、在住外国人の社会参加の促進

## **施策の方向 18 様々な困難を抱える人々への支援**

---

【具体的施策45】 困難を抱える女性への支援

【具体的施策46】 ひとり親家庭への支援

【具体的施策47】 高齢者や障害者等への支援の充実

【具体的施策48】 在住外国人等への支援



## 基本目標9 生涯を通じた健康の保持・増進のための支援

### 【現状と課題】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成に向けた大前提であり、心身の健康のために主体的に正しい知識や情報を入手することは、生涯を通じた健康の保持・増進に欠かせないものです。特に女性は妊娠や出産等、心身の状態が年代に応じて大きく変化することから、性別にかかわらず、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持つことが重要です。
- 本市では、こころの健康について考えるアンガーマネジメント講座や男女共生センターローズ WAM における各種相談事業等を実施しているほか、健康管理等についての知識や情報の提供を行うなど、心身の健康の保持・増進に向けた各種取組を展開するとともに、学校における健康教育を推進しています。
- 男女が互いの身体的性差について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり保持・増進していくための包括的支援や心身の健康に関する学習機会の提供等を行うことが求められます。

### 【成果指標】

番号	指標名	現状値	目標値

### 【活動指標】

番号	指標名	現状値	目標値

## 施策の方向 19 生涯を通じた男女の健康の保持・増進のための支援

- 【具体的施策49】 女性の健康保持のための事業の充実
- 【具体的施策50】 性差に応じた健康支援の推進
- 【具体的施策51】 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 【具体的施策52】 食育の推進

## 施策の方向 20 こころとからだの健康に関する学習機会と情報の提供

---

【具体的施策53】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方の浸透

【具体的施策54】 健康保持のための健康教育、健康相談等の推進